



神高監第18-1号
令和4年8月31日

神石高原町長 入江嘉則様

神石高原町代表監査委員 橋本龍之



神石高原町監査委員 木野山孝志



令和3年度決算に係る健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づく令和3年度決算に係る健全化判断比率，同法第22条第1項の規定に基づく令和3年度病院事業会計，簡易水道事業特別会計，農業集落排水事業特別会計，総合開発事業特別会計の各決算に係る資金不足比率について，その算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果，次のとおり意見書を提出する。

令和3年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	令和3年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	—	14.20%	
② 連結実質赤字比率	—	19.20%	
③ 実質公債費比率	5.6%	25.00%	
④ 将来負担比率	—	350.00%	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和3年度の実質赤字比率は、実質赤字額を生じていないため、該当なしとなっている。

② 連結実質赤字比率について

令和3年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額を生じていないため、該当なしとなっている。

③ 実質公債費比率について

令和3年度の実質公債費比率は5.6%となっており、これは早期健全化基準の25.00%を下回っている。

④ 将来負担比率について

令和3年度の将来負担比率は、将来負担額を生じていないため、該当なしとなっている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はなかった。

令和3年度 病院事業会計等経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

特別会計名	令和3年度	経営健全化基準	備考
病院事業会計	—	20.00%	
簡易水道事業特別会計	—	20.00%	
農業集落排水事業特別会計	—	20.00%	
総合開発事業特別会計	—	20.00%	

(2) 個別意見

① 各会計とも資金不足がないため、該当なしとなっている。

各会計とも良好な状態にあると認められる。

② 病院事業会計の資金剰余比率は、25.2%である。

③ 簡易水道事業特別会計の資金剰余比率は、26.9%である。

④ 農業集落排水事業特別会計の資金剰余比率は、25.6%である。

⑤ 総合開発事業特別会計の資金剰余比率は、0.0%である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はなかった。